

令和 7 年度

【毎日検査項目】各地区の給水栓における遊離残留塩素濃度の測定結果

(単位: mg/ℓ)

区分	測定地点	区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間最高値 年間最低値
上 水 道	落合字中大野 3 3－8	max	0.42												0.42
		min	0.32												0.32
		平均	0.38												0.38
	字養蚕 8 7－9	max	0.48												0.48
		min	0.40												0.40
		平均	0.44												0.44
	檜山字檜山町 9 2	max	0.46												0.46
		min	0.20												0.20
		平均	0.37												0.37
	浅内字寒川家下 6 1	max	0.38												0.38
		min	0.34												0.34
		平均	0.36												0.36
鶴形 上水道	字町後 2 7－3	max	0.28												0.28
		min	0.26												0.26
		平均	0.27												0.27
二ツ井 荷上場 上水道	二ツ井町種字上山崎地内	max	0.33												0.33
		min	0.27												0.27
		平均	0.30												0.30
	二ツ井町字稗川原地内	max	0.28												0.28
		min	0.22												0.22
		平均	0.26												0.26
富根 簡水	(下タ村) 二ツ井町飛根字町頭地内	max	0.10												0.10
		min	0.10												0.10
		平均	0.10												0.10
	(上野) 二ツ井町飛根字富根地内	max	0.10												0.10
		min	0.10												0.10
		平均	0.10												0.10
	(羽立) 二ツ井町飛根字羽立地内	max	0.10												0.10
		min	0.10												0.10
		平均	0.10												0.10
仁鮒 簡水	二ツ井町仁鮒地内	max	0.30												0.30
		min	0.20												0.20
		平均	0.27												0.27

(衛生上必要な処置)
水道法第 2 2 条の規定により水道事業者が講じ無ければならない衛生上必要な措置：給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/ℓ以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/ℓ以上とする。(水道法施行規則第 1 7 条第1項第 3 号)